

虐待対応マニュアル

窓口相談や従業員申告による事例発見の際の流れ（疑わしい場合も広く含んで対応）

※**主要な判断**は、客観的立場である委員会が決定

※委員会メンバーが直接のケース関係者の場合、委員会決定には参加させない

緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ○受付者（発見者）は虐待防止委員会に相談。 速やかに委員会が緊急性を判断する。 ○受付記録・会議録を作成し、委員会責任者が確認の後、法人に速やかに報告する。（書式の整理より速やかな報告が優先） ○担当部局の管理職等に報告。
	<p>*緊急性ありの場合 :利用者の安全確認を優先。 委員会により早急に行政機関へ通報し介入依頼。</p> <p>※ケアマネジャー等がいる場合は、委員会判断を事前に伝達。ただし一度決めた委員会判断は変更しない。</p>

【緊急性の判断基準】

◎24時間以内に安否確認が必要

- ①「職員・家族等から暴力を受けている」「うめき声や泣き声等を聞いた」
- ②「必要な医療等を受けられず衰弱している」
- ③「医療措置が必要なのに、閉じこめられた状態」
- ④「施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念」

◎立ち入り（行政の早急な介入）が必要

- ⑤上記①～④の通報を受けたが、職員・家族等の拒否・接触困難により、24時間以内の安否確認ができなかった。
- ⑥虐待を受けている可能性が高く、職員・家族等が面会に拒否的で実態の把握や要援護者の保護が困難。
- ⑦職員・家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。

情報収集 事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ○相談を受けたときは、速やかに委員会が事実確認を行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 確認事項：虐待の種類・程度、事実と経過、安全確認 身体・精神・生活状況、養護者との関係 関係機関からの情報 </div> ○原則、現場訪問・要援護者に面会して確認。複数名で訪問。 訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし確認事項は柔軟に対応。 ○安全確認と本人保護を並行して実施（生命の危険性が高い場合）。 要援護者の連れ出し、ショートステイの手配など

初動対応会議	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の有無・対応方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> 参加者：委員会、相談対応者 その他委員会が必要とする者（外部関係者・管理職など） 検討内容：アセスメントの確認見当 支援方針・内容の協議 対応者（関係機関含む）の役割確認・明確化 連絡体制（主担当者）の決定 ○会議録、支援計画の作成、確認 	
行政へ報告 (通報)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の指示に基づき報告（通報） <ul style="list-style-type: none"> ※明らかな勘違い等の、虐待気配がない場合以外は報告 ※報告担当者・相手先・方法（口頭か書面など）を委員会が指定 報告の結果も委員会が聴き取り 	
支援実施	A： 「虐待のおそれとどまる」 「虐待あり 既存の枠組みで対応」	<ul style="list-style-type: none"> ○既存サービス活用とケアプランの点検や見直し（の依頼） ○用具や介護技術など、改善に資する方法の情報提供 ○継続的な情報収集・経過観察
	B 「虐待あり 積極的な介入が必要」	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関へ介入依頼・情報提供 (行政からの継続的な経過の聴取り)
継続対応会議 再アセス・点検	<ul style="list-style-type: none"> ○変化する状況が無いか、委員会が継続的に情報収集（状況の再アセス） ○状況の変化による支援方針変更の必要性の検証 ○委員会による支援方針の修正。 【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聴き取りで代替可】 	
事後フォロー (再発防止)	<ul style="list-style-type: none"> ○対応会議による評価をもとに、委員会が支援終了を決定。 ※利用者が尊厳を回復したと認められる場合 ○要援護者のフォローアップ 再発防止のために、サービス利用・地域見守りなど支援等を継続する。 継続支援の役割分担を明確化。 ○計画的な虐待者のフォローアップ 継続的な状態観察、環境変更・研修実施など再発防止の取り組み提案 【行政機関等に委任の場合は、その決定の聴き取りで代替可】 	

3 高齢者虐待・保護の検討基準

高齢者 の状況 レベルA	① すでに重大な結果を生じている。 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他
	② 高齢者自身が保護を求めている。
	③ 「殺される」「〇〇（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
	④ 年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。
	⑤ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
養護者 の状況	⑥ 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
	⑦ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。
	⑧ 暴力や世話を放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。
他	<その他>
高齢者 レベルB	⑨ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
	⑩ 高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
	⑪ 介護サービス利用料を3ヶ月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
他	<その他>
高齢者 の状況 レベルC	⑫ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。
	⑬ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・嗜みつき・引っ掻き 蹴飛ばし等
	⑭ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
	⑮ 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。
	⑯ 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えていている。
養護者 の状況	⑰ 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。
	⑱ 介護疲れが激しく、苛立っている。
	⑲ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。
	⑳ 激昂しやすく、感情のコントロールができない。
	<その他>
他	<その他>

○レベルA…緊急分離、保護
○レベルB…分離、保護を検討
○レベルC…定期的な状況確認・支援 分離・保護の可能性の検討

※ 1項目以上該当ありの場合、
高いレベルの条件に従い支援を行う